

健康増進法の一部を改正する法律案 質問要旨

平成 30 年 7 月 4 日

国民民主党・新緑風会 浜口誠

答弁要求：全問、厚生労働大臣

1. 受動喫煙防止の必要性について

- ① 国立がん研究センターによると、受動喫煙にあってはる者はそうでない者に比べて、肺がんになるリスクが約 1.3 倍高まるとしている。また、WHO は、2017 年 5 月時点で、毎年約 89 万人の非喫煙者が受動喫煙により死亡していると報告している。日本や世界の状況を踏まえ、受動喫煙防止に対する大臣の所見は如何に。

2. 受動喫煙防止に対する国及び地方公共団体の責務について

- ② 受動喫煙防止対策は健康増進法や労働安全衛生法に規定されているが、労働安全衛生法第 71 条で受動喫煙防止のための設備の設置促進が国の努力義務とされているほかは、受動喫煙防止対策のため国及び地方公共団体が取り組むべき施策について法律に定めがない。国や地方公共団体は、取組の実効性を高めるために具体的にどのような取組を行っていくのか。

3. 当初案からの変更について

- ③ 昨年三月に厚労省から公表された当初案と今回の改正案を比較すると、大幅な緩和となった。この間、政府・与党内で具体的にどのような議論があり、規制緩和に至ったのか。
- ④ 東京都の条例は、政府案に比べより規制を強化した条例を段階的に施行していく計画となっている。都の条例に対する大臣の見解は如何に。

4. 20 歳未満の者や従業員への配慮について

- ⑤ 改正案では、喫煙可能な場所への 20 歳未満の者は立入り禁止となっているが、実際に喫煙可能な場所に入出入りする 1 人 1 人の年齢を確認することは現実的ではない。管理権原者等が 20 歳未満の者を喫煙可能な場所に立ち入ら

せた場合の罰則の適用も無い中で、実効性ある対策をどのように行っていくのか。

- ⑥ 従業員の受動喫煙防止対策として、受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務とともに、従業員の募集を行う者に対しては受動喫煙対策状況を募集や求人の際に明示することが義務化される予定。しかし、現状として、高校生のアルバイトに関する調査では、6割の高校生が労働条件通知書等を交付されておらず、また、労働条件について口頭でも具体的な説明を受けた記憶が無い学生が約2割に上ると報告されている。こうした実態を踏まえ、従業員を受動喫煙から守るためにどのような対応をしていくのか。

5. 嫌々受動喫煙への対応について

- ⑦ 職場の懇談会等で、受動喫煙を望まない者を喫煙可能な飲食店等に連れて行く、いわゆる嫌々受動喫煙と言われる実態があるのも事実。上司や職場の同僚との人間関係に配慮し、なかなか断れないというケースも多い。こうした望まない受動喫煙対策に対して、どのように対処していくのか。

6. 違反者への対応と保健所の体制について

- ⑧ 飲食店などでの喫煙違反者に対して、指導や命令、さらには罰則をどこまで適用できるのかを疑問視する意見がある。違反者対応を具体的にどのように行っていくつもりか。
- ⑨ 違反者への指導等を迅速に行うためには、保健所の要員や予算を増やす等の体制強化が必要不可欠と考える。大臣の見解は如何に。

7. 加熱式たばこへの対応について

- ⑩ 受動喫煙による健康被害の科学的根拠の確認も含め、今後、加熱式たばこへの規制をどのように考えているか。

8. 「第2次健康日本21」について

- ⑪ 最新の成人喫煙率とその評価、たばこをやめたい人への禁煙支援の状況、未成年の喫煙防止対策の実施状況とその成果について。それぞれ伺いたい。

9. FCTC 条約の履行について

- ⑫ FCTC 条約第 8 条に基づく受動喫煙防止対策を推進するため、今後、課題の整理や周知・啓発などにどのように取り組んでいくつもりか。

以上

本会議質問（健康増進法の一部を改正する法律案）

平成 30 年 7 月 4 日

国民民主党・新緑風会 浜口誠

国民民主党・新緑風会の浜口誠です。会派を代表し、健康増進法の一部を改正する法律案に質問致します。

質問の前に、一言申し上げます。6月19日加計学園の加計理事長が、記者会見を行いました。会見時間も25分程度と短い時間であり、獣医学部新設に伴う一連の疑惑に対しては、全く不十分な説明だったと思います。また、安倍総理は、昨年7月の衆議院予算委員会で加計理事長から「新しい学部や学科の新設に挑戦していきたいという趣旨の話は聞いたことがある」と答弁していますが、加計理事長は、獣医学部の話は、「総理にはしていない」と記者に答えており、食い違いが生じています。この点だけでも、加計問題の疑惑の本丸である、加計理事長には証人喚問に来ていただくことが、必要不可欠です。真実は一つです。安倍総理が、加計理事長の証人喚問に逃げ腰なのは、嘘やごまかしで隠された事実が白日の下にさらされるのを、避けるためと思われるかもしれませんが、仕方がありません。そうでなければ、正々堂々、躊躇なく加計理事長の証人喚問を行うべきです。加計理事長の証人喚問を強く求めます。それでは、以下、加藤厚生労働大臣に質問します。

平成28年国民健康・栄養調査によると、習慣的に喫煙している人の割合は、18.3%であり、国民の約8割以上が非喫煙者です。他方、非喫煙者の42.2%が飲食店で、30.9%が職場で受動喫煙にあっている実態にあります。また、国立がん研究センターによると、受動喫煙にあっている者は、そうでない者に比べて肺がんになるリスクが、約1.3倍高まるとしています。世界的な視点では、WHOは、2017年5月時点で、毎年約89万人の非喫煙者が受動喫煙により死亡していること、2004年に受動喫煙で死亡した者の内、28%が児童であったと報告しています。日本や世界の状況を踏まえ、受動喫煙防止に対する大臣の所見を伺います。

受動喫煙防止対策は、健康増進法や労働安全衛生法に規定されております。しかし、労働安全衛生法第71条で受動喫煙防止のための設備の設置促進が国の努力義務とされているほかは、受動喫煙防止対策のため国及び地方公共団体が取り組むべき施策について法律に定められておりません。一方、改正案では、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を、総合的かつ効果的に推進するよう努めることが求められます。国や地方公共団体は、取組の実効性を高めるために、具体的にどのような取組を行っていくのか、答弁願います。

昨年三月には、厚労省から「受動喫煙防止対策の強化について（基本的な考え方の案）」が公表されました。今回の改正案と昨年三月の当初案を比較すると、学校・病院といった第一種施設では、敷地内全面禁煙だったのが、敷地内に屋外喫煙場所の設置が可能となり、飲食店では、面積が30平米以下の小規模なバー・スナック等に限定して適用除外といわれていたものが、客席面積100平米以下の個人又は中小企業が経営する既存の飲食店が適用除外と、大幅な緩和となりました。何故、当初案から規制が大きく後退したのか、衆議院本会議で大臣は、当初案公表以降、経過措置の範囲などをめぐり、政府・与党内でなお調整を要する状況が続いていたと答弁されていますが、より具体的にどのような議論があったのか、何故規制を緩和したのか、ご説明をお願いします。また、東京都は政府案よりも、より規制を強化した条例を段階的に施行していく計画となっていますが、東京都の条例に対する見解もお聞かせ下さい。

改正案では、喫煙可能な場所への20歳未満の者は、立入り禁止となっていますが、実際には、喫煙可能な場所へ出入りする1人1人の年齢を確認することは現実的ではありません。他方、管理権原者等が20歳未満の者を喫煙可能な場所に立ち入らせた場合の罰則の適用も無い中で、実効性ある対策をどのように行っていくのか、答弁願います。また、従業員の受動喫煙防止対策として、受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務とともに、従業員の募集を行う者に対しては、受動喫煙対策状況を募集や求人の際に明示することが義務化される予定です。しかし、現状としては、高校生のアルバイトに関する調査では、6割の高校生が労働条件通知書等を交付されておらず、また、労働条件について口頭でも具体的な説明を受けた記憶が無い学生が約2割に上ると報告されています。こうした実態を踏まえ、従業員を受動喫煙から守るためには、どのように対応していくのか、見解を求めます。

望まない受動喫煙の一つとして、職場等で起こりがちなのが、上司からの誘いや職場の懇談会で、受動喫煙を望まない者を、喫煙可能な飲食店等に連れて行く、いわゆる嫌々受動喫煙と言われる実態があるのも事実です。上司や職場の同僚との人間関係に配慮し、なかなか断れないというケースも多いと思われませんが、こうした望まない受動喫煙対策に対して、どのように対処していくのか、見解を求めます。

飲食店などでの禁煙エリアで、客などが喫煙した場合の対応について、衆議院厚生労働委員会で政府は、「施設の利用者が喫煙禁止場所で喫煙をした場合、まずは、施設の管理権原者等が喫煙の中止を求めること、これが原則。それでも改善されない場合、都道府県等の保健所に御連絡いただく」と答弁していますが、現実問題として、違反者に対して、指導や命令を行った上で、悪質な場合に罰則まで適用できるのか、疑問視する意見もあります。こうした意見も踏まえ、違反

者対応を具体的にどのように行っていくのか、お答え下さい。また、都道府県等の保健所が、違反に対する住民等からの相談窓口となりますが、違反者への指導等を迅速に行うために、保健所の要員や予算を増やす等の体制強化は必要不可欠と考えますが、見解を求めます。

衆議院厚生労働委員会の参考人質疑では、加熱式たばこについて、紙巻きたばこ同様に規制すべきだとの意見が出されました。また、WHO は、加熱式たばこも他のたばこと同様に、規制措置の対象にすべきと指摘しています。他方で、加熱式たばこは、燃焼による煙が発生しないため、室内環境に影響を及ぼさず、周囲の人の健康には実質的な影響を与えないとの意見もあります。今後、政府として、受動喫煙による健康被害の科学的根拠の確認も含め、加熱式たばこへの規制をどのように考えているのか、見解を求めます。

平成 24 年に公表された第 2 次健康日本 21 には、喫煙に関して、国は、受動喫煙防止対策、禁煙希望者に対する禁煙支援、未成年者の喫煙防止対策、たばこの健康影響や禁煙についての教育・普及啓発等に取り組むとされています。また、成人の喫煙率の目標は、平成 34 年度時点で 12% に設定されています。そこで、最新の成人喫煙率とその評価、たばこをやめたい人への禁煙支援の状況、未成年の喫煙防止対策の実施状況とその成果について、答弁願います。

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC 条約）が、2005 年に発効しております。この条約の第 8 条を履行するためのガイドラインには、屋内の職場及び屋内の公共の場は、全て禁煙とすべきとされており、「喫煙室のない屋内完全禁煙」が求められております。FCTC 条約第 8 条に基づく受動喫煙防止対策を推進するため、今後、政府として、課題の整理や周知・啓発などにどのように取り組んでいくのか、お答え下さい。

最後に、私はたばこを吸いませんが、2019 年ラグビーワールドカップや 2020 年東京オリンピック、パラリンピックに向けて、たばこを吸う人も、たばこを吸わない人も、お互いへの理解を深め合い、受動喫煙のない日本社会を作り上げていきたいと思います。この思いを申し上げ、質問を終わります。

以上